平成２２年（フ）第８７号
滋賀県栗東市手原２丁目３番３号、前住所京都市左京区上高野隣好町７番地第二ロイヤルハイツ105
債務者　今井　敏雄
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９４号
滋賀県甲賀市甲南町耕心２丁目1035番地284
債務者　本庄デンキこと　本庄　久之
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５３４号
広島市西区井口明神２丁目１番23―404号
債務者　伏見　千里（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４１号
広島市南区青崎２丁目19番１―515号
債務者　ゴルフステーション広島こと　竹内　誠三
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４２号
広島市南区青崎２丁目19番１―515号
債務者　竹内　静枝
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４号
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム１丁目11番13号
債務者　濱井　康臣
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４号
広島県廿日市市桜尾１丁目５番３―202号ライオンズマンション桂公園
債務者　西川知子こと　郭　　知子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０号
広島市東区戸坂南１丁目３番10―104号
債務者　木村　　等
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２１号
広島市安芸区矢野西５丁目20番７―209号Ｓビル矢野西
債務者　福田　利雄
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２４号
広島市東区温品２丁目13番20―301号
債務者　田中　祐輔
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５３号
広島市東区牛田早稲田４丁目３番１―204号
債務者　岡野紀代子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７６号
広島市西区己斐上３丁目14番６号
債務者　水落　一登
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３３号
広島県東広島市西条町寺家6642番地１石川ハイツ205号
債務者　西田　　梓（旧姓佐藤・平田）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５９号
広島県廿日市市福面１丁目１番18号
債務者　大町　和子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８号
愛媛県松山市西垣生町734番地５
債務者　山根　　稔
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１０９号
愛媛県松山市南町２丁目３番６号　コーポ西谷302号
債務者　別宮　洋一
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１号
愛媛県新居浜市郷１丁目16番37号
債務者　髙瀬　茂美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１１号
愛媛県今治市馬越町１丁目２番23号　ＧＨ―310号、旧住所愛媛県今治市桜井団地１丁目34番地９
債務者　飯尾　京子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　松山地方裁判所今治支部